

償却資産に対する課税

評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

- 前年中に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価格} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2} \right)$$

- 前年前に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率}) \cdots (a)$$

※ ただし、(a)により求めた額が、(取得価格×5/100)よりも小さい場合は、(取得価格×5/100)により求めた額を価格とします。

固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として旧定率法です。

取得価格・・・原則として国税の取扱いと同じです。

減価率・・・原則として耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

- 償却資産に対する課税について、国税との比較

項 目	国税（減価償却）の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	歴年（賦課期日）
減価償却の方法	一般の資産は定率法・定額法の選択制度	一般の資産は旧定率法
前年中の新規取得	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	制度あり	制度なし
特別償却、割増償却の制度（租税特別措置法）	制度あり	制度なし
増加償却の制度（所得税、法人税）	制度あり	制度あり
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価格の5/100
改良費	原則区分、一部合算も可	区分評価

固定資産税の対象となる償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。

区 分	具 体 例
構築物	煙突、鉄塔、橋、広告塔、駐車場の舗装など
機械及び装置	旋盤、ポンプ、動力配線設備、受・変電設備など
船舶	船舶、水上運搬具など
航空機	飛行機、ヘリコプターなど
車両及び運搬具	貨車、客車、トロッコ、フォークリフト、大型特殊車両など (自動車税及び軽自動車税の対象となるものは除く。)
工具、器具、備品	測定工具、切削工具、自動販売機、机、いす、パソコンなど

なお、次のものは、課税の対象となりません。(②、③の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。)

- ① 使用可能期間 1 年未満の資産
- ② 取得価格が 10 万円未満の資産で法人税法等の規定により一時損金算入されたもの (いわゆる少額償却資産)
- ③ 取得価格が 20 万円未満の資産で法人税法等の規定により 3 年間で一括して均等償却するもの (一括償却資産)
- ④ 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの

● 償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日現在の償却資産の状況を、申告しなければなりません。

申告期限

1 月 3 1 日

申告先

うきは市役所税務課資産税係